

# 平成 25 年度の大雪による被災農業者向けに金利負担軽減措置が行われます。〔国の支援策〕

## 〔金利負担軽減措置の概要〕

日本政策金融公庫及び民間融資機関（農協、銀行、信用金庫、信用組合等）が取り扱う、以下の災害資金について、貸付当初5年間実質無利子となるよう、公益財団法人農林水産長期金融協会から借入者に利子助成金が交付されます。

## 〈対象となる資金〉

### (1) 公庫資金

- ① 農林漁業セーフティネット資金
- ② 農林漁業施設資金
- ③ 農業基盤整備資金
- ④ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（※）
- ⑤ 経営体育成強化資金（※）

※負債整理関係資金を除く。

### (2) 民間資金

農業近代化資金

## 〈対象者〉

平成 25 年度の大雪により被害を受け、資金を必要とする農業者等（当該被害について被害内容の証明を市町村長から受ける必要があります。）

## 〈適用期間〉

平成 25 年 11 月 11 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に貸付決定及び都道府県の利子補給承認をされたもの

## 〈お問い合わせ先〉

- (1) 公庫資金：(株) 日本政策金融公庫長野支店農林水産事業（TEL:026-233-2152）
- (2) 民間資金：各農業協同組合  
各融資機関（銀行、信用金庫、信用組合等）  
地方事務所農政課  
農業改良普及センター